

現場説明書

- 1 工事名 佐原第2マンホールポンプ電気設備更新工事
- 2 監督員 上下水道局技術部下水道施設課

説明事項

1. 入札等に関する事項について

- (1) この工事の入札又は見積(以下「入札等」という。)は、工事請負契約書又は工事請負請書(以下「契約書等」という。)、入札公告又は指名競争入札執行通知書及びこの説明書に記載する条件により、横須賀市の上下水道局契約規程によりその例によることとされている契約規則、契約履行規則及び工事等検査規則(以下「契約規則等」という。)に従って行う。
- (2) 入札等後は、設計書、仕様書及び図面(この説明書及び質問回答書を含む。以下「設計図書」という。)、契約書等若しくは契約規則等の内容又は工事場所の状況について、不明等を理由として異議の申立てはできないので、入札等前に十分究明すること。

2. 契約の保証について

契約の保証 要 不要

契約の保証を付す場合は、落札者は、契約書等の案を提出するとともに、次の各号のいずれかの書類を提示又は提出すること。ただし、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とすること。

- (1) 契約保証金の納付を証する領収書
- (2) 契約保証金に代わる担保としての国債又は地方債等
- (3) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、横須賀市上下水道事業管理者が确实と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証書
- (4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証証券
- (5) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の証券

3. 前払金について

前払金 する しない

前払金を受けようとする場合は、その旨を申し出ること。

4. 中間前払金について

中間前払金 する しない

中間前払金を受けようとする場合は、申請手続が必要なので、要件を満たした旨を申し出ること。

5. 部分払について

部分払 する(回以内) しない

6. 継続事業に係る工事の各会計年度別支払限度額及び前払金について

- (1) 継続事業に係る工事の各会計年度における請負代金額の支払限度額及び前払金の上限割合は、次のとおりである。

会計年度	支払限度額 (請負代金額に対する割合)	前払金の上限
初年度(—年度)	— %	支払限度額・請負金額の— %
第2年度(—年度)	— %	支払限度額・請負金額の— %
第3年度(—年度)	— %	支払限度額・請負金額の— %

- (2) 各会計年度における請負代金の支払限度額は、請負者決定後工事請負契約書を作成するまでに請負者に通知する。

7. 契約に関する事項について

(1) 設計図書関係

- ア 土木工事等の場合における工種別等の契約数量は、設計書の数量の内訳書に表示された数量による。
- イ 仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、請負者の責任において定めること。
- ウ 契約の締結にあたっては、契約書等に設計図書を袋とし、割印をすること。ただし、図面が大型等の場合にあつては、別冊とすること。

(2) 提出書類関係

- | | |
|------------------|---|
| ア 請負代金内訳書 | 要提出(契約締結後7日以内)
提出不要 |
| イ 工程表 | 要提出 (契約締結後7日以内)
提出不要 |
| ウ 着手届 | 着手後5日以内に提出すること。 |
| エ 現場代理人及び主任技術者等届 | 契約までに現場代理人及び主任技術者等の経歴書も同時に提出すること。 |
| オ 下請負関係書類 | 下請負を発注の都度、下記書類の写しを提出すること。
・ 施工体制台帳
・ 施工体系図
・ 再下請負通知書(再下請負の発注がある場合) |
| カ 直営工事届 | 下請負を発注しない又はその予定がない場合は、遅滞なく提出すること。 |

(3) 監督員通知関係

監督員を2人以上置くこととした場合において、権限を分担させるときは、各監督員の権限の内容を別に通知する。

(4) 支給材料、貸与品関係

- | | | |
|--------|----|-----------|
| ア 支給材料 | あり | なし |
| イ 貸与品 | あり | なし |

(5) 条件変更等の関係

工事の施行に当たり、設計図書と現場の状態とが一致しないこと等の事実を発見したときは、単に事実関係のみでなく、設計図書の訂正に必要な資料、図面等を添付した書面で通知すること。

(6) 設計変更等の関係

必要により工事内容を変更する場合は、原則としてその必要が生じた都度契約変更の手続を行うが、軽微なものは、監督員の指示により工事内容の変更を行い、これに伴う契約変更の手続は、工期の末に行う。

(7) 部分引渡し関係

- | | | |
|-----------|----|-----------|
| 部分引渡し指定部分 | あり | なし |
|-----------|----|-----------|

(8) 火災保険等の関係

- | | | |
|-----------------|----|-----------|
| 火災保険その他の保険の付保条件 | あり | なし |
|-----------------|----|-----------|

8. 現場代理人の常駐義務について

請負代金額が500万円以上の工事について現場代理人は常駐とするが、横須賀市ホームページ > 入札の広場 > 工事 > 入札制度関連情報 < 工事 > において、重複配置の特例がある場合は兼務することができる。

9. コリnzの登録について

請負者は、受注時又は変更時及びしゅん工時において請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) しゅん工時登録データの提出期限は、しゅん工後10日以内とする。
- (3) 施工中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時としゅん工までの間が10日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

10. 建設業退職金共済制度への加入について

- (1) 請負者は、建設業退職金共済(以下「建退共」という。)に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼り付けること。
- (2) 請負者は、当初請負代金額が500万円以上の場合は、建退共の発注者用掛金収納書を貼った「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」(第1号様式(建退共))、「建設業退職金共済関係提出書」(第2号様式(建退共))、「建設業退職金共済証紙貼付実績報告書」(第3号様式(建退共))を工事しゅん工時に監督員に提出すること。ただし、この制度に代わる退職金共済等に加入している場合又は対象労働者がいない場合については、内容を記載した「確認書」(第4号様式(建退共))を契約締結後1箇月以内に監督員に提出すること。

なお、当初請負代金額が500万円未満の場合においても本市が証紙購入状況を把握する必要があると認めるときは、関係資料を提出しなければならない。

- (3) 下請契約を締結する際は、当該下請負者に対してこの制度の趣旨を説明し、掛金相当額を下請代金中に算入するか、又は共済証紙の現物交付をすることにより、当該下請負者の建退共加入並びに証紙の購入及び貼付の促進に努めること。
- (4) 下請負者の規模が小さく、管理事務の処理面で万全でない場合、元請負者は建退共加入手続及び建退共関係事務の処理について、下請負者からの依頼には積極的に受託するよう努めること。
- (5) 請負者は、工事現場に建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場であることを明示する標識を掲示すること。
- (6) 正当な理由がなく建退共に加入せず、又は証紙の購入若しくは貼付が不十分な請負者は工事成績評定において考慮される事となる。

11. 施工計画書の提出について

(1) 施工計画書の作成

請負者は、契約後速やかに監督員の指示に従って施工計画書を作成し提出すること。ただし、監督員が別に指示する場合を除いて、次のいずれかに該当する工事については、提出を要しない。

ア 当初請負代金額が500万円未満の工事、又は当初工期が60日未満の工事

イ 契約後、直ちに現場着手を要する等の緊急工事

ウ 工事内容に基づき、監督員が提出を要しないと判断した工事

(2) 施工計画書の記載事項等

施工計画書等記載事項は、横須賀市ホームページ > 入札の広場 > 検査情報に記載(別表)のとおりとする。ただし、請負者は、施工計画書の提出を不要とした工事であっても、監督員が必要と指示する書面を速やかに提出すること。

(3) 計画工程表の作成

請負者は、計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。

(4) 実施工程との比較照査

請負者は、工事施工中において、問題が発生した場合又は計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに監督員へ報告すること。

12. ワンデーレスポンスの取り組みについて

(1) 本市では、請負者からの質問、協議に対して、基本的に「その日のうち」に回答するよう、ワンデーレスポンスに取り組んでいる。

なお、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを請負者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。

(2) 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、請負者は協力すること。

13. 中間及び抜打ち状況調査の実施について

中間状況調査又は抜打ち状況調査は、検査員が随時行う。この場合、請負者は調査に協力しなければならない。

14. 下請負者について

(1) 下請負者を使用する場合には、市内業者を優先的に選定するように配慮すること。

(2) 下請契約を締結する際は、当該下請負者に対して法定福利費の内訳が明示された国の標準見積書等の提出を指導するとともに、提出された場合は尊重し、適切な法定福利費を含んだ契約を締結すること。

15. 一括下請けの禁止について

請負者は、本工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

16. 技術的事項について（別紙）

佐原第2マンホールポンプ電気設備更新工事

特記仕様書

目 次

第 1 章	一般共通事項	1 - 1
第 1 節	総 則	1 - 1
第 2 節	施 工	1 - 2
第 2 章	運転操作設備	2 - 1
第 1 節	運転操作設備	2 - 1
第 3 章	試運転調整	3 - 1
第 1 節	単体・組合せ試験	3 - 1
第 4 章	その他	4 - 1
第 1 節	本市環境マネジメントシステム（YES）の取組みについて	4 - 1
第 2 節	無石綿（ノンアスベスト）化への対応について	4 - 1
第 3 節	工事表示板の設置について	4 - 2
第 4 節	提出書類について	4 - 2
第 5 節	積算基準について	4 - 2
第 6 節	ゴム製品等の品質確認等	4 - 2
第 7 節	ゴム製品等の品質確認をした場合における契約不適合責任の 取り扱い	4 - 3
第 8 節	その他	4 - 3
第 5 章	参考	
	入出力項目一覧表	
	配線表	
第 6 章	土木工事標準仕様書	
第 7 章	熱中症対策に資する現場管理費補正の 試行に関する特記仕様書	

第 1 章 一般共通事項

第 2 節 施 工

1. 工事区分

- (1) 第 2 条の機器の製作・据付
- (2) 配管工事 (■電線管 ■FEP □各種配管 □ラック, ダクト)
- (3) 配線工事 詳細は図面、配線表による。
- (4) 接地工事 (■埋設 ■盤～機器)
- (5) 土工事
- (6) 基礎工事
- (7) はつり工事
- (8) 防火区画処理
- (9) 建柱工事
- (10) 撤去工事
- (11) 仮設工事
- (12) 試運転調整
- (13) 上記に伴う諸工事

* 1 発行 一般財団法人 下水道事業支援センター

第 2 章 運転操作設備

第 2 章 運転操作設備

第 1 節 制御盤

1 制御盤

名称	形式	外観構造	構造等	概略寸法	材質	数量	備考
ポンプ 制御盤	<input type="checkbox"/> 屋内 <input checked="" type="checkbox"/> 屋外	<input type="checkbox"/> 自立形 <input type="checkbox"/> スタント形 <input type="checkbox"/> ホール形 <input checked="" type="checkbox"/> 装柱形 <input type="checkbox"/> 壁掛形	<input type="checkbox"/> 防湿形 <input checked="" type="checkbox"/> 防雨形 スペースヒータ <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	H:1400 W:600 D:350	<input type="checkbox"/> 一般用 鋼板 <input checked="" type="checkbox"/> S U S	1 面	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 機能 増設 詳細は下 記及び別 添付面 の とおり
	(内容) 1. 主要構成機器 (1) 非常通報装置 × 1 式 (2) 発電機電源コンセント × 1 式 (3) 盤内照明 × 1 式 (4) 盤内コンセント × 1 式 (5) その他必要な機能・用品 × 1 式 2. ポンプの運転制御は以下とする。 ・水位による自動運転 ・並列交互運転 ・飛越し運転 3. 非常通報装置を設け、遠方監視場所（下町浄化センター）に運転状況及び故障時の通報等を行う。 入出力項目は、第 5 章参照の入出力項目一覧表を参照のこと。 4. ポンプ制御盤は、財団法人 下水道新技術推進機構発行の「下水道マンホールポンプ施設技術マニュアル-1997 年 6 月-」に準ずる。 5. 盤内配線は、エコ電線エコケーブルの使用とする。 6. 盤の寸法は概略寸法以下とする。						

第 3 章 試運転調整

第 3 章 試運転調整

第 1 節 単体・組合せ試験

- 1 各機器単体操作の状態・故障表示・印字、並びに保護連動などの動作確認試験を行うこと。なお、既設設備に関連する試験を行う場合は、必要により、既設設備業者と協議を行い、設備に支障がないようにすること。
- 2 非常通報装置の下町浄化センターへの通報試験に関しては、上位サーバ施工業者である既設設備業者と入念に打合せを行うこと。

第 4 章 その他

第 4 章 そ の 他

第 1 節 本市環境マネジメントシステム（YES）の取組みについて

本市は、環境マネジメントシステム（YES）による環境方針を掲げ取組みを行っています。局発注の工事においては、建設廃棄物の再生材活用の促進を図り、建設廃棄物処理場の負担を軽減し、地球環境の保護に努めることを目的としています。したがって、工事を受注された請負者におかれましては、本市の環境目的をご理解の上、ご協力をお願い致します。

なお、社員及び作業に従事するすべての人にも指導し、実行して頂くようお願い致します。

- (1) 建設機械は低騒音・低振動の機種を使用して下さい。
- (2) トラック・作業機械は、作業時間以外はエンジンを切るようにして下さい。
- (3) 使用資源の管理、建設廃棄物の管理・処分を環境に配慮して適切に行ってください。
- (4) 現場内の粉塵の飛散防止に努めて下さい。
- (5) 現場内発生のごみは分別収集し、適切に処分して下さい。
- (6) 取り壊したコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊は再資源化施設に搬入し再資源化して下さい。廃木材は可能な限り再資源化して下さい。
- (7) 砕石を使用する際は、再資源化施設より購入をして下さい。
- (8) 掘削土砂は速やかに指定された処分場に搬入処理をして下さい。
- (9) 熱帯型枠材を使用せずに代替材を使用して下さい。

第 2 節 無石綿(ノンアスベスト)化への対応について

使用する建材は、石綿を原材料としていないものを用いて施工すること。又、下請負者を使用する場合は、同様の内容を周知し、徹底を図ること。

ただし、アスベストの代替化が困難な非建材（ジョイントシート、耐熱材、電気

絶縁板等)については、取扱いに十分注意して使用すること。なお、工事期間中、代替品が開発された場合における代替品の使用にあたっては協議のこと。

第3節 工事表示板の設置について

請負者は、工事請負金額1,000万円(消費税を含む)以上の工事について、工事請負金額等を表示した工事表示板を設置すること。

第4節 提出書類等について

提出書類(契約関係書類を除く)、完成検査時に必要な書類については、以下アドレスの、「施設整備関係書式」を参照すること。

https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/6965/shoshiki/6965_001.html

第5節 積算基準について

本工事の積算基準は、下水道用設計標準歩掛表(公益社団法人日本下水道協会発行)令和4年度版によるが、金額に係る端数処理は、以下のとおりとする。

- (1) 工事価格・・・・・・・・・・・・・・・・・・万円止め
- (2) 共通仮設費(率計算)及び現場管理費・・・千円止め
- (3) 上記以外・・・・・・・・・・・・・・・・・・円止め

なお、本工事の使用単価世代は令和4年11月1日である。

第6節 ゴム製品等の品質確認等

請負者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本金・人事面で関係がない者)によって作成された書類を提出し、監督員の確認を得るものとする。

第7節 ゴム製品等の品質確認をした場合における契約不適合責任の取扱い

第三者による品質証明書類を提出し監督員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に請負者の契約不適合責任が免責されるものではない。

第8節 その他

本工事施工の際には、近隣住民、関係企業等との調整を緊密にすること。

本仕様書に記載されていない事案が生じた場合は、事前に監督員と協議のうえ承諾を得て施工すること。

第 5 章 参 考

第 6 章 土木工事標準仕様書

標準仕様書

本工事の土木工事は、この標準仕様書に定められたもののほか、特記仕様書及び下水道土木工事共通仕様書によるものとする。

- 1 本工事の施工管理の方法、品質及び出来形の規定値は、神奈川県土木工事施工管理基準によるものとする。また、特に定めのない事項については、監督員の指示に従い施工管理を行うものとする。
- 2 本工事の使用材料のうち、公益社団法人日本下水道協会の認定工場制度における認定適用資器材に指定されているものについては、同協会の認定工場の製品をできる限り使用する。この場合において、工事請負者は、当該工場に出向き製品(品質等)の検査、試験、調査等を行う必要はない。なお、工事請負者は、当該製品に表示(刻印等)されている認定標章(マーク)を必ず確認する。
- 3 工事コストの表示について
 - (1) 契約金額(当初契約)が1,000万円以上の工事については、工事現場に設置する「工事標示板」に工事請負額を明示する。
 - (2) 工事請負額については、当初契約額のみを表示し、変更契約による増減については表示の変更を行わない。
 - (3) 表示する工事請負額は、万円単位など分かりやすい単位とする。
- 4 下水道事業PR看板の設置について
 - (1) 一般住民への下水道事業に対する認識を高めるために、工事箇所にはPR看板を設置する。
 - (2) PR看板は、工事用表示板に準じた構造(横1.10m、縦1.40m)とし、イラストステッカー、標語ステッカー、市名及び請負者名ステッカーを貼り付ける。ただし、市名及び請負者名については直接表示板に書き入れてもよい。
 - (3) 看板は、各工事箇所に2箇所以上設置する。
 - (4) 看板等の購入は請負者が行い、請負者の所持品として使用管理する。
 - (5) イラストステッカー、標語ステッカーの購入にあたっては本市上下水道局監督員(以下「局監督員」という。)と協議する。
 - (6) ステッカーの貼り付け位置は、上部に標語、中間にイラスト、下部に市名及び請負者名とする。なお、大きさは、イラストが横728mm、縦1,030mm、標語が横728mm、縦100~200mm、市名及び請負者名を直接表示板に書き入れる場合は、この寸法に準じたものとする。
 - (7) 看板の下地は、イラスト等にマッチした色彩のものとし、ステッカーの貼り付けに合う材料のものを使用する。
- 5 コンクリートコアの強度試験、アスファルトコアの締固め度及び粒度試験等については、公的試験機関において実施するものとする。なお、局監督員が承諾した場合は、その他の試験機関において実施することができる。
- 6 土木コンクリート構造物を築造するに当たっての品質確保については、平成14年3月27日付け技管第144号神奈川県土整備部長通知「土木コンクリート構造物の品質確保について」によるものとする。
- 7 騒音・振動等の建設公害には十分注意し、第三者に損傷事故等を与えないよう事故防止に努める。なお、建設公害防止上必要な処置については請負者の負担とする。
- 8 児童・生徒が通学する際には、特に注意して施工する。なお、作業終了後の保安設

備を十分に行い、事故がないよう注意する。

- 9 残土(土砂)の搬入条件、処分費等の情報は、技術部下水道施設課に問い合わせる。
- 10 請負者は、本工事から建設発生土を 100m³以上搬出する場合は、別紙様式により搬出前に搬出先市区町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土に関する情報を通知するとともに、局監督員に報告しなければならない。
- 11 請負者は、雨水が流入する管路及び流入するおそれがある管路の内部においての作業で、事前の気象情報等により、相当の降雨が予想される場合は、原則として、当日の作業は中止としなければならない。また、作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、直ちに対処できるような対策を講じておかなければならない。
- 12 請負者は、資機材等を誤って管きょ内に流さない対策を実施すること。また、流出してしまった場合、ただちに局監督員に報告しなければならない。
- 13 安全訓練等の実施について
 - (1) 本工事の施工に際し、現場に即した安全訓練等について、工事着手後、原則として、作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割り当て、次の項目から実施内容を選択し、安全訓練等を実施しなければならない。
 - ア 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - イ 本工事内容等の周知徹底
 - ウ 土木工事安全施設技術指針等の周知徹底
 - エ 本工事で予想される事故対策
 - オ その他安全訓練等として必要な事項
 - (2) 施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全訓練等の具体的な計画を作成し、局監督員に提出する。
 - (3) 安全訓練等の実施状況は、ビデオ等及び工事日報に記録し、報告する。
- 14 地盤変動影響調査等については、別に定める「工事損傷家屋等復旧補償業務の手引き」によるものとし、熟練した専門業者に委託する。
- 15 工事車両等の出入りについては、交通誘導警備員を適切に配置し交通機関等に支障を来さないようにする。
- 16 請負者は、公害発生の予想される地点、工法については、事前に対策を検討し、局監督員と協議の上、それらを施工計画書に明示する。
- 17 工事現場の管理は、関係法規に従い、作業員その他出入者の監督、風紀及び衛生の取締り並びに火災、盗難、その他の事故防止について十分注意する。
- 18 本工事の現場管理費には、法定外の労災保険の経費を含んでいるので、その写しを提出する。
- 19 工事施工上必要な官公署等に対する手続き及び交渉等は、本市上下水道局が対応する必要があると認める以外は、請負人が緊密に連絡を取り十分な協調を保つとともに、工事現場付近の市民に対する工事のPRを行う。
- 20 本工事の設計上、埋戻し土に改良土を使用している場合、現場発生土砂を改良プラントに搬入する際、ゴミ、アスファルト塊、コンクリート塊類等を混入してはならな

い。

- 21 請負者は、改良土(再生土砂)に関し、搬入・搬出の最終実績量を確認したうえ、工事竣工検査までに土質改良プラント発行の残土・改良土搬入実績証明書を受領し、竣工書類として提出しなければならない。
- 22 請負者は、工事の実施に当たり「建設副産物実態調査に係る特記仕様書」に基づき作業を行う。
- 23 地球環境保全の観点から、本工事ではこれまで使用されていた熱帯材を原料とするコンクリート型枠用合板(熱帯材 100%のもの)、代替型枠材料(鋼製型枠、針葉樹型枠、複合型枠等)へ転換することに積極的に取り組むものとし、熱帯材の保全に寄与することとする。
- 24 請負者は、代替型枠について、その工事の作業条件等により、請負者の責任と費用負担によって選択するものとし、選択した代替型枠について施工計画書に記載する。また、コンクリート型枠用合板(針葉樹型枠、複合型枠)を使用する場合は、塗装されたものを極力使用し、その型枠の転用増加を図るものとし、最終的な型枠材料の処理としては、できるだけ再利用等を図るなどして資源のムダ使いをなくすよう努める。
- 25 本工事に設計上、小口径推進工法を採用している場合は、次のことに留意する。
 - (1) 機種を選定に当たっては、土質等十分考慮の上選定するものとし、承諾願いをもって、局監督員の承諾を受けなければならない。
 - (2) 施工中は、蛇行状況を常にチェックし、異常があった場合は、その処置について局監督員と協議しなければならない。なお、蛇行に起因した問題解決にかかる費用については、原則として、請負者負担とする。
- 26 本工事に設計上、薬液注入工が計上されている場合は、昭和49年7月10日付け建設省技発第160号建設次官通知「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」、昭和52年4月21日付け建設省技発第157号建設次官通知「薬液注入工法の管理について」、同日付け建設省技発第158号建設次官通知「薬液注入工法の管理に関する通達の運用について」及び平成2年9月18日付け建設省技調発第188号の2の建設大臣官房技術調査官通知「薬液注入工事に係る施工管理等について」により、薬液注入工に係る調査、措置及び施工を行わなければならない。
- 27 汚水管渠の取付管については、公共ますを設置しないため目視できない場合において、排水設備の接続時に不良が判明したときは、本管工事の施工者がその責を負うものとする。なお、各戸の汚水取付か所申請書には、次の写真を添付しなければならない。
 - (1) 掘削・配管完了時点埋戻し前の写真(地上の目標物との位置関係が分かるもの)
 - (2) 標示ピン設置後の写真(上記(1)と同じ位置であることが分かるもの)
- 28 本工事の仕様書に基づいてバックホウ、ブルドーザ(ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下)を使用する場合には、排出ガス対策型かつ低騒音型を使用する。なお、リース会社等の実情により、これを使用し難いときは、局監督員と協議するものとする。
- 29 交通誘導警備員について
 - (1) 一般交通の支障となる箇所には、交通誘導警備員を配置し、交通安全に努めなければならない。この箇所において、夜間管渠布設工事及び夜間路面復旧工事を行う場合は、交通誘導警備員を配置し、交替要員を配置する。

- (2) 歩道部及び交差点等における施工に当たっては、現場の実状、施工方法等により、これに対応する交通誘導警備員を配置する。
 - (3) 地元及び交通管理者等により変更が生じた場合には、別途協議するものとする。
- 30 請負者は、公共下水道施設引継要領に基づき、しゅん工図を作成し、工事完成時に提出しなければならない。
- 31 標示ピンの設置について
- (1) 設置位置は、官民境界付近に設置する。
 - (2) 設置方法は、ドリルで下穴を開け、所定の接着剤を十分行き渡るよう流し込み接着させる。
- 32 アスファルト混合物事前審査制度について
- (1) 請負者は、財団法人道路保全技術センターが定めるアスファルト混合物事前審査制度に基づき認定を受けたアスファルト混合物製造者のアスファルト混合物を使用する場合は、同センターが当該アスファルト混合物製造者に対し交付した認定書の写しを局監督員に提出することで、品質管理に関する基準試験等を省略することができる。
 - (2) 工事の施工及び施工管理については、局監督員の指示による。
- 33 現場密度の測定について
- 下層路盤、上層路盤及びアスファルト舗装が 300 m²未満の工事は、原則として異常が認められた場合のみ、現場密度の測定を行うものとする。
- 34 工事写真について
- (1) 撮影器具は、デジタルカメラ、35mmフィルム（銀塩フィルム）カメラのいずれかを使用し、デジタルカメラの使用を基本とする。
 - (2) デジタルカメラは、「デジタル工事写真要領書」に準じて使用する。
 - (3) 35mmフィルムカメラの使用は、デジタルカメラ、専用ソフト等が用意できないなどで対応できない場合とする。
- 35 下水道工事設計標準図は、最新版（平成 18 年 4 月版）を使用する。
- 36 無石綿（ノンアスベスト）化への対応
- 使用する建材は、石綿を原材料としていないものを用いて施工すること。又、下請負者を使用する場合は、同様の内容を周知し、徹底を図ること。
- 37 本工事に設計上、可とう継手を採用している場合、使用する継手は原則として公益社団法人日本下水道協会又は、これと同等以上の公的機関における技術審査証明を得た製品とし、屈曲性、伸縮性、離脱防止性に優れ、かつ接合部は地下水等の浸入しない構造で、十分な可とう性を有するものとする。
- 38 舗装版切断時に発生する濁水の処理について
- (1) 請負者は、産業廃棄物の汚泥の処分業許可を得ている業者と委託契約を締結しなければならないものとする。
また、請負者が、自ら運搬を行う場合を除き、産業廃棄物の汚泥の収集運搬業許可を得ている業者と委託契約を締結しなければならないものとする。
 - (2) 請負者は、施工計画書に舗装版切断時に発生する濁水の収集・運搬・処分に関する計画書、請負者と処分業者とで締結した委託契約書の写し及び処分業者の許可証の写しを添付すること。
また、請負者が濁水の収集運搬を委託した場合は、請負者と収集運搬業者とで締

結した委託契約書の写し及び収集運搬業者の許可証の写しを添付すること。

なお、請負者は、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに、監督員に提示しなければならない。

（3）上記内容について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

39 施工パッケージ型積算方式を採用する積算単価の算出については、神奈川県の算出方法に基づき行っている。

40 別途発注される測量業務について

（1）請負者は、本工事施工前に測量業務受託者と契約後速やかに打合せを行い、請負者が責任をもって測量の工程が記入された実施工程表を作成すること。

（2）請負者は、工事に伴い境界標等の移設（撤去）が生じた場合は、引照杭を設け、測量業務委託受託者の確認を受けること。

（3）測量業務受託者の行う境界標などの移設及び復元に際しては、原則として現場代理人が立ち会って確認すること。

41 しゅん工検査時に必要な書類について

（横須賀市ホームページ＞市政情報＞入札・契約・検査＞検査情報＞工事関係書類＞[土木工事関係書類一覧表（令和2年4月改訂）](#)）を参照し作成すること。

上記一覧表を原則とし、監督員が必要と判断した書類については監督員の指示によるものとする。

42 施工後、工事検査前に下水を通水する場合がある。

第7章 熱中症対策に資する現場管理費補正の
試行に関する特記仕様書

熱中症対策に資する現場管理費補正の試行に関する特記仕様書

1 適用

本仕様書は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行にあたり、必要な事項について定めるものとする。

2 対象期間

現場着手日から現場施工最終日までの期間とする。ただし、現場施工最終日が完成期限の20日前を超える場合は、完成期限の20日前までとする。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3 真夏日の算出

受注者は、指定の様式を用いて真夏日にあたる日数を算出し、その算出結果を監督員へ報告するものとする。

4 現場管理費の補正

本補正は、受注者が経費補正を希望した場合に適用する。

現場管理費の補正は、指定の様式を用いて真夏日率及び熱中症対策の補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行う。

5 実施報告

受注者は、しゅん工届提出日の20日前までに、指定の様式を用いて作成した以下の報告書を監督員に提出するものとする。

- ①真夏日 計測結果
- ②熱中症対策実施報告書
- ③真夏日率等算定表

6 様式ほか資料

熱中症対策に資する現場管理費補正の試行に係る報告様式、要領およびQ&Aは、建設部土木計画課のホームページ「各部局の工事積算情報」で確認すること。

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/5510/koujitousekisann.html>

施工条件明示事項

工事名 佐原第2マンホールポンプ電気設備更新工事

1. 当該工事の施工条件明示事項欄の、下記表□内黒塗り部分が作業に当って、特に制約を受けることになるので明示する。
 又、明示されていない事項で請負者が、施工条件に該当すると思われる場合には、その都度監督員と協議すること。
 2. 明示事項内容及び参考欄の内、参考と記載している箇所は見積り参考数値で、作業制約条件ではない。

明示項目	明 示 事 項	明示事項内容及び参考						
■ 工程関係	<input checked="" type="checkbox"/> 他の工事の開始又は完了の時期による影響	1) 下記の工事と競合する。 舟倉ポンプ場ほか遠方監視制御設備工事（今年度発注予定）						
	<input checked="" type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限（準備工期の設定等）	1) 施工によるポンプの停止時間を極力短くするため、事前の打合せを十分に行い、湯水時期に行うこと。						
	<input type="checkbox"/> 関係機関等との協議の未成立							
	<input checked="" type="checkbox"/> 関係機関等との協議条件による影響	1) 交通管理者協議により、作業時間の制約があった場合は厳守すること。 この事について当初昼間施工であったものが夜間施工となる場合がある。						
	<input type="checkbox"/> 地下埋設物、埋蔵文化財等の事前調査及び移設期間							
	<input type="checkbox"/> 設計上、見込んでいる休日日数等以外の作業不能日数							
<input type="checkbox"/> 用地関係	<input type="checkbox"/> 工事用地等の未処理部分							
	<input type="checkbox"/> 工所用仮設道路・資機材置き場の民有地等の借地							
	<input type="checkbox"/> 発注者が借り上げた土地の使用							
	<input type="checkbox"/> 工事用地等の使用終了後における復旧内容							
■（公害・排水等） 周辺環境関係	<input checked="" type="checkbox"/> 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）対策	1) 排ガス対策型機械等を使用すること。						
	<input type="checkbox"/> 水替え・流入防止施設							
	<input checked="" type="checkbox"/> 濁水、湧水等の処理対策	1) 舗装切断で発生した濁水については、産業廃棄物として処分すること。						
	<input type="checkbox"/> 事業損失防止関係							
■ 安全対策関係	<input checked="" type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定	1) 現場調査を実施し、安全施設計画図を監督員に提出すること。 2) 関係機関との協議により安全施設図に変更が生じた場合、監督員と別途協議する。						
	<input type="checkbox"/> 近接工事での施工方法、作業時間等の制限							
	<input type="checkbox"/> 落石、土砂崩落等に対する防護施設							
	<input checked="" type="checkbox"/> 交通誘導員、警戒船等の保安設備、保安要員の配置	1) 交通誘導警備員 地元又は道路管理者等との調整により、配置体制に変更が生じた場合には、監督員と協議する。 ① 主な工種の配置体制 <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">工 種</td> <td style="text-align: center;">単 独</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2名/日</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員延べ数</td> <td style="text-align: center;">10名</td> </tr> </table> ② 交通警備員の資格 交通誘導警備員全て警備業法による警備員を配置すること。 2) 参考【見積参考として、交通誘導警備員は延べ、10名程度見込んでいる。	工 種	単 独		2名/日	交通誘導警備員延べ数	10名
	工 種	単 独						
	2名/日							
交通誘導警備員延べ数	10名							
<input checked="" type="checkbox"/> 有毒ガス及び酸素欠乏等の換気設備等対策	1) 工事施工に関し有機溶剤等使用する場合は作業員、並びに近隣への影響を考慮し対策を施すこと。 2) 既設マンホール内での作業の際は、十分に換気を行うこと。 3) 酸素濃度、硫化水素濃度を測定し安全を確認すること。 4) 本業務履行については、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有すること。							

明示項目	明 示 事 項	明示事項内容及び参考
■ 工道 路用 関係	<input type="checkbox"/> 工所用資機材等の搬入経路、使用期間等の制限	
	<input type="checkbox"/> 搬入路の使用後及び使用後の処置	
	<input type="checkbox"/> 仮設道路の設置	
	<input checked="" type="checkbox"/> 一般道路の占用	1) 管理者の許可を確認後に現場着手すること。
□ 仮設 備関 係	<input type="checkbox"/> 仮設物(仮土留、足場等)の他工事への転用若しくは兼用	
	<input type="checkbox"/> 仮設備の構造及び施工方法の指定	
	<input type="checkbox"/> 仮設備の設計条件の指定	
■ 建設 副産 物関 係	<input checked="" type="checkbox"/> 残土の受け入れ及び仮置き場所までの距離、時間等の処分条件	1) 確認処分 ① 受け入れ場所:任意 ② 受け入れ条件:受け入れ先の条件による。
	<input checked="" type="checkbox"/> 建設副産物の現場内での再利用及び減量化	1) 改良土 ① 受け入れ場所:任意 ② 受け入れ条件:受け入れ先の条件による。 2) その他についても設計図書に基づき、再生資源を使用する。
	<input checked="" type="checkbox"/> 建設副産物及び建設廃棄物の処理	1) 「建設副産物実態調査に係る特記仕様書」を参照すること。アドレスは、 https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/6965/shoshiki/6965_001.html
□ 薬入 液関 注係	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法の施工	
	<input type="checkbox"/> 周辺環境への調査	
■ 工事 物件 支障 等	<input checked="" type="checkbox"/> 占用物件の有無及び占用物件等による工事支障物の存在	1) 地下埋設物件:水道
	<input type="checkbox"/> 地上、地下等の占用物件工事との重複施工	
■ その 他	<input type="checkbox"/> 工所用資機材の保管及び仮置き	
	<input type="checkbox"/> 工事現場発成品	
	<input type="checkbox"/> 支給材料及び貸与品	
	<input checked="" type="checkbox"/> 関係機関・自治体等との近接工事協議に係る条件等	1) 電力会社、電話会社、河川管理者、道路管理者との協議を行うこと。
	<input type="checkbox"/> 架設工法の指定	
	<input type="checkbox"/> 工事用水、電力等の指定	
	<input type="checkbox"/> 新技術・新工法・特許工法の指定	
	<input type="checkbox"/> 部分使用	
	<input type="checkbox"/> 給水の必要	
	<input checked="" type="checkbox"/> 電子納品対象工事特記仕様書	1) 電子納品対象工事とする。電子納品の仕様に関しては、上下水道局「完成図書作成要領」を参照すること。アドレスは、 https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/6965/shoshiki/6965_001.html

				課長	係長	担当者	設計者

(上段：前回 下段：今回)

令和 4 年度 設計積算書表紙(当初)					
〈支出科目〉					
款					
項					
目					
節					
細節					
(工事・業務)名	佐原第2マンホールポンプ電気設備更新工事				
(工事・業務)箇所	横須賀市佐原2丁目1番17号				
工 期	令和5年7月31日				
設 計 金 額	(----- 円) (補助費 ----- 円 、 単独費 ----- 円)				
	(----- 円)				
	円 (補助費 ----- 円 、 単独費 ----- 円)				
	(----- 円)				
設 計 概 要	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">運転操作設備</td> <td style="text-align: right;">1 式</td> </tr> <tr> <td>据付配管配線工事</td> <td style="text-align: right;">1 式</td> </tr> </table>	運転操作設備	1 式	据付配管配線工事	1 式
運転操作設備	1 式				
据付配管配線工事	1 式				
(起工・変更)理由	令和4年度下水道事業計画に基づくものである。				

本 工 事 費 内 訳 書

(上段：前 回 下段：今 回)

費目	工種	種別	細別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
本工事費								
ポンプ施設工								
機器費				1	式			第 1 号内訳書
計								[機器費]
直接工事費								
輸送費				1	式			
材料費				1	〃			第 2 号内訳書
労務費				1	〃			第 3 号内訳書
複合工費				1	〃			第 4 号内訳書
機械経費				1	〃			[直接経費] 建往車使用含む
小計								[直接経費]
仮設費 (率)				1	式			[仮設費]
仮設費 (積み上げ)				1	〃			[仮設費] 第 5 号内訳書
小計								[仮設費]
計								[直接工事費]

本 工 事 費 内 訳 書

(上段：前 回 下段：今 回)

費目	工種	種別	細別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
間接工事費								
共通仮設費 (率)				1	式			[共通仮設費]
準備費 (積み上げ)				1	〃			[共通仮設費] 第 6 号 内 訳 書
役務費 (積み上げ)				1	〃			[共通仮設費] 第 7 号 内 訳 書
小計								[共通仮設費]
現場管理費				1	式			
据付 (技術者) 間接費				1	〃			[据付間接費]
据付 (機器) 間接費				1	〃			[据付間接費]
小計								[据付間接費]
計								[間接工事費]
据付工事原価計								
設計技術費				1	式			
計								[設計技術費]
工事原価計								
一般管理費等				1	式			

第 1 号 内 訳 書

(上段：前 回 下段：今 回)

名称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
機器費					
ポンプ制御盤		面			
計					

第 2 号 内 訳 書

(上段：前 回 下段：今 回)

名称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
材料費					
低圧ケーブル	1	式			EM CE/F、EM 2PPCT/F、EM 0OCT/F
その他電線	1	〃			EM IE/F
電線管類	1	〃			G、FEP
埋設標識シート	1	〃			
接地装置	1	〃			接地棒、接地棒用リード端子
引込柱	1	〃			鋼管ポール
引込計器盤	1	〃			引込計器盤、配線用遮断器
小計					
補助材料	1	式			
小計					
計					

第 3 号 内 訳 書

(上段：前 回 下段：今 回)

名称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
労務費					
電工		人			
普通作業員		〃			
小計					[一般労務費]
技術者		人			
小計					[技術労務費]
計					

第 4 号 内 訳 書

(上段：前 回 下段：今 回)

名称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
複合工費					
はつり工					
	1	式			
コンクリート構造物取壊工					
	1	〃			
土工事					
	1	〃			
舗装工事					
	1	〃			
計					

第 5 号 内 訳 書

(上段：前 回 下段：今 回)

名称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
仮設費（積み上げ）					
交通誘導警備員		人			
計					

第 6 号 内 訳 書

(上段：前 回 下段：今 回)

名称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
準備費（積み上げ）					
収集運搬費（発生残材）		回			[発生残材] 4tコンテナ車、近距離
小計					[発生残材]
収集運搬費（VE管等）		m3			[運搬及び処分] 建設廃棄物（巡回収集）
中間処理場受入料金（VE管等）		"			[運搬及び処分] 中間処理場受入料金 （廃プラスチック）
小計					[運搬及び処分]
計					

第 8 号 内 訳 書

(上段：前 回 下段：今 回)

名称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
発生残材額					
ケーブル類		kg			ケーブル類
計					

数量内訳書

*この数量内訳書の数量は、参考数量です。入札者は独自に積算し入札してください。

				課長	係長	担当者	設計者

(上段：前 回 下段：今 回)

令和 4 年度 設 計 積 算 書 表 紙 (当 初)					
〈支出科目〉					
款					
項					
目					
節					
細節					
(工事・業務) 名	佐原第2マンホールポンプ電気設備更新工事				
(工事・業務) 箇所	横須賀市佐原2丁目1番17号				
工 期	令和5年7月31日				
設 計 金 額	(----- 円) (補助費 ----- 円 、 単独費 ----- 円)				
	(----- 円)				
	円 (補助費 ----- 円 、 単独費 ----- 円)				
	(----- 円)				
設 計 概 要	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">運転操作設備</td> <td style="text-align: right;">1 式</td> </tr> <tr> <td>据付配管配線工事</td> <td style="text-align: right;">1 式</td> </tr> </table>	運転操作設備	1 式	据付配管配線工事	1 式
運転操作設備	1 式				
据付配管配線工事	1 式				
(起工・変更) 理由	令和4年度下水道事業計画に基づくものである。				

本 工 事 費 内 訳 書

(上段：前 回 下段：今 回)

費目	工種	種別	細別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
本工事費								
ポンプ施設工								
機器費				1	式			第 1 号内訳書
計								[機器費]
直接工事費								
輸送費				1	式			
材料費				1	〃			第 2 号内訳書
労務費				1	〃			第 3 号内訳書
複合工費				1	〃			第 4 号内訳書
機械経費				1	〃			[直接経費] 建柱車仕様含む
小計								[直接経費]
仮設費 (率)				1	式			[仮設費]
仮設費 (積み上げ)				1	〃			[仮設費] 第 5 号内訳書
小計								[仮設費]
計								[直接工事費]

本 工 事 費 内 訳 書

(上段：前 回 下段：今 回)

費目	工種	種別	細別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
間接工事費								
共通仮設費 (率)				1	式			[共通仮設費]
準備費 (積み上げ)				1	〃			[共通仮設費] 第 6 号 内 訳 書
役務費 (積み上げ)				1	〃			[共通仮設費] 第 7 号 内 訳 書
小計								[共通仮設費]
現場管理費				1	式			
据付 (技術者) 間接費				1	〃			[据付間接費]
据付 (機器) 間接費				1	〃			[据付間接費]
小計								[据付間接費]
計								[間接工事費]
据付工事原価計								
設計技術費				1	式			
計								[設計技術費]
工事原価計								
一般管理費等				1	式			

本 工 事 費 内 訳 書

(上段：前 回 下段：今 回)

費目	工種	種別	細別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
計								[一般管理費等]
発生残材額				1	式			第 8 号 内 訳 書
計								[発生残材額]
工事価格								
消費税等相当額				1	式			
本工事費計								

第 1 号 内 訳 書

(上段：前 回 下段：今 回)

名称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
機器費					
ポンプ制御盤	1	面			
計					

第 2 号 内 訳 書

(上段：前 回 下段：今 回)

名称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
材料費					
低圧ケーブル	1	式			第 9 号内訳書
その他電線	1	〃			第 10 号内訳書
電線管類	1	〃			第 11 号内訳書
埋設標識シート	1	〃			第 12 号内訳書
接地装置	1	〃			第 13 号内訳書
引込柱	1	〃			第 14 号内訳書
引込計器盤	1	〃			第 15 号内訳書
小計					
補助材料	1	式			
計					

第 3 号 内 訳 書

(上段：前 回 下段：今 回)

名称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
労務費					
電工		人			
普通作業員		〃			
小計					[一般労務費]
技術者		人			
小計					[技術労務費]
計					

第 4 号 内 訳 書

(上段：前 回 下段：今 回)

名称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
複合工費					
はつり工		式			第 16 号 内 訳 書
	1				
コンクリート構造物取壊工		〃			第 17 号 内 訳 書
	1				
土工事		〃			第 18 号 内 訳 書
	1				
舗装工事		〃			第 19 号 内 訳 書
	1				
計					

第 5 号 内 訳 書

(上段：前 回 下段：今 回)

名称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
仮設費（積み上げ）					
交通誘導警備員		人			
計					

第 6 号 内 訳 書

(上段：前 回 下段：今 回)

名称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
準備費 (積み上げ)					
収集運搬費 (発生残材)					[発生残材]
	1	回			4tコンテナ車、近距離
小計					[発生残材]
収集運搬費 (VE管等)					[運搬及び処分]
	0.04	m3			建設廃棄物 (巡回収集)
中間処理場受入料金 (VE管等)					[運搬及び処分]
	0.04	〃			中間処理場受入料金 (廃プラスチック)
小計					[運搬及び処分]
計					

第 7 号 内 訳 書

(上段：前 回 下段：今 回)

名称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
発生残材額					
電力会社工事費					
	1	式			
NTT引込線移設工事費					
	1	〃			
計					

第 8 号 内 訳 書

(上段：前 回 下段：今 回)

名称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
発生残材額					
ケーブル類					
	17.1	kg			ケーブル類
計					

第 9 号 内 訳 書

(上段：前 回 下段：今 回)

名称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
低圧ケーブル					
EM 600V CE/F 5.5sq-2c	10	m			
EM 600V 2PPCT/F 2sq-3c	15	〃			
EM 600V 0OCT/F 0.75sq-2c	30	〃			
付属材料	1	式			
計					

第 10 号 内 訳 書

(上段:前回 下段:今回)

名称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
その他電線					
EM 600V IE/F 5.5sq	3	m			
付属材料	1	式			
計					

第 11 号 内 訳 書

(上段：前 回 下段：今 回)

名称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
電線管類					
G 28mm					
	17	m			
FEP 30mm					
	23	〃			
FEP用ベルマウス 30mm					
	3	個			
付属材料					
	1	式			
計					

第 12 号 内 訳 書

(上段：前 回 下段：今 回)

名称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
埋設標識シート					
埋設標識シート		m			
	10				
計					

第 13 号 内 訳 書

(上段：前回 下段：今回)

名称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
接地装置					
接地棒 φ14-1500	1	本			
接地棒用リード端子 φ14用	1	〃			
計					

第 14 号 内 訳 書

(上段：前 回 下段：今 回)

名称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
引込柱					
鋼管ポール 8m		本			
	1				
付属材料		式			
	1				
計					

第 15 号 内 訳 書

(上段:前 回 下段:今 回)

名称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
引込計器盤					
引込計器盤	1	面			
配線用遮断器 2P30A	2	個			
計					

第 16 号 内 訳 書

(上段：前 回 下段：今 回)

名称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
はつり工					
コア抜き φ50		箇所			
	3				
計					

第 17 号 内 訳 書

(上段：前 回 下段：今 回)

名称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
コンクリート構造物取壊工					
コンクリート構造物取壊工 無筋、処分共					
	0.04	m3			
計					

第 18 号 内 訳 書

(上段：前 回 下段：今 回)

名称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
土工事					
管路掘削	1	式			第 20 号内訳書
管路埋戻	1	〃			第 21 号内訳書
発生土処理	1	〃			第 22 号内訳書
埋戻土運搬 ダンプトラック (2t積) 運搬 山積0.13m ³ 6.5km以下	13.6	m ³			
計					

第 19 号 内 訳 書

(上段：前 回 下段：今 回)

名称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
舗装工事					
舗装版切断	1	式			第 23 号内訳書
舗装版破碎	1	〃			第 24 号内訳書
殻運搬	1	〃			第 25 号内訳書
不陸調整 補足材あり 再生クランチャー RC-40	42.2	m2			
上層路盤 再生安定処理 機械 t=10cm	55.5	〃			
表層 (本復旧)	1	〃			第 26 号内訳書
表層 (仮復旧) 再生密粒度 t=5cm	14.1	m2			
計					

第 20 号 内 訳 書

(上段：前 回 下段：今 回)

名称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
管路掘削					
機械掘削工 (小型バックホ) 山積0.13m3					
	9.5	m3			
掘削 (小型バックホ) 山積0.13m3					
	1.3	〃			
床掘り 土砂					
	1.4	〃			
計					

第 21 号 内 訳 書

(上段：前 回 下段：今 回)

名称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
管路埋戻					
機械投入埋戻工 (小型バックホウ) 改良土 山積0.13m3	5.6	m3			
改良土 20-0mm	7.0	〃			
機械投入埋戻工 (小型バックホウ) 再生クワッシャー RC-40 山積0.13m3	5.2	〃			先行路盤
埋戻 土砂	1.2	〃			
改良土 20-0mm	1.5	〃			
埋戻工 (人力) 再生砕石	0.3	〃			先行路盤
計					

第 22 号 内 訳 書

(上段：前 回 下段：今 回)

名称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
発生土処理					
ダンプトラック (2t積) 運搬 山積0.13m ³ 11.0km以下	3.9	m ³			
土砂等運搬 バックホ山積0.13m ³ 土砂 (岩塊・玉石混り土含む) 6.5km以下	1.3	〃			
土砂等運搬 人力 土砂 (岩塊・玉石混り土含む) 10.5km以下	0.2	〃			
廃材処理料 (東部地区) 路盤材 (上層・下層)	1.3	〃			
建設発生土処分費 (確認処分) 2t車 (昼間：地山)	4.1	〃			
計					

第 23 号 内 訳 書

(上段：前 回 下段：今 回)

名称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
舗装版切断					
舗装版切断 アスファルト舗装版 15cm以下	65.3	m			
舗装版切断濁水処分費 (東部地区) アスファルト舗装版	0.22	m3			
舗装版切断濁水運搬費 ダンプトラック2t積級	1	回			
計					

第 24 号 内 訳 書

(上段：前回 下段：今回)

名称	数量	単位	単価	金額	摘要
舗装版破碎					
舗装版破碎積込 (小規模土工)	68.6	m2			
舗装版破碎 アスファルト舗装版 4cm超え.10cm以下	3.9	〃			
計					

